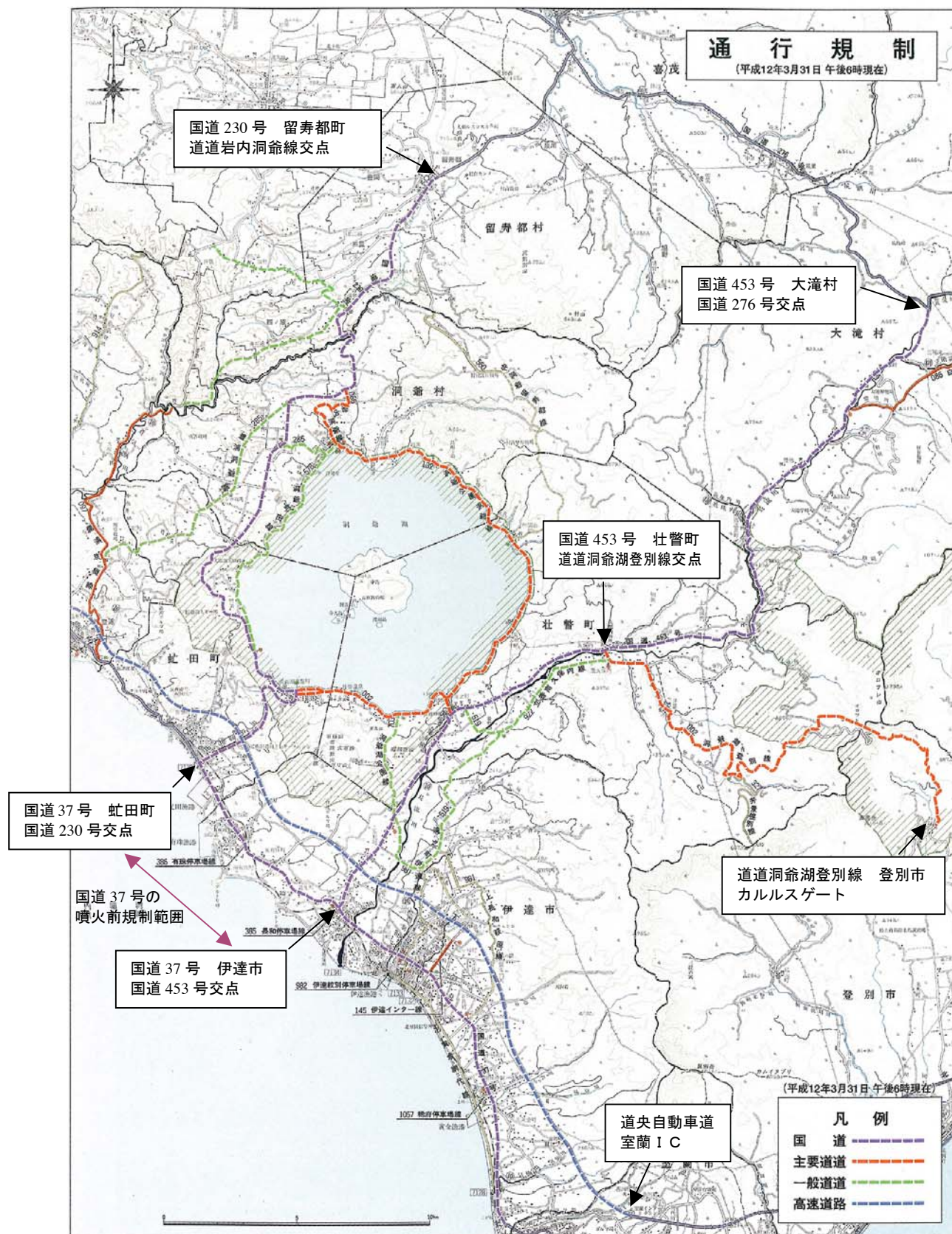


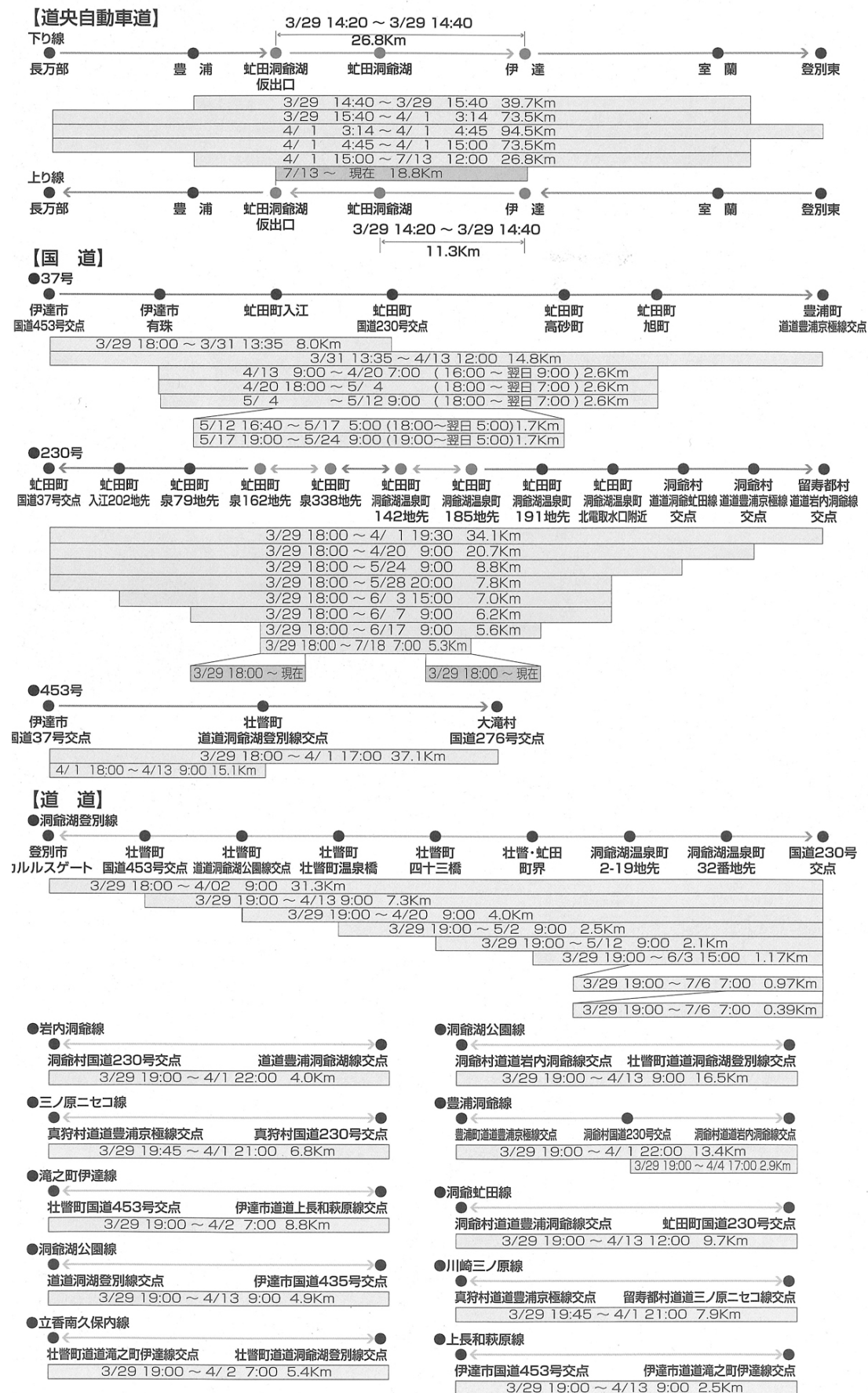
2000 年(平成 12 年)有珠山噴火における交通規制状況

■交通規制の範囲 (3 月 31 日 18 時現在 →国道 37 号を除き、噴火前規制と同じ)



(文献：北海道建設部，平成 12 年（2000 年）有珠山噴火半年の軌跡，2000）

交通規制の経過



(文献：北海道建設部，平成12年（2000年）有珠山噴火半年の軌跡，2000)

2000年(平成12年)有珠山噴火における飛行制限について

■実施経過

月 日	上空における航空管制・飛行制限の実施経過
3月29日	現地から東京へ向けた要望の中で、航空情報 NOTAM (Notice to Airman) の発出、自衛隊による航空管制の必要性を指摘
3月30日	新千歳空港事務所：NOTAM 発行、陸上自衛隊による航空交通情報の提供について航空関係者に周知（事実上の陸上自衛隊による航空管制） 陸上自衛隊：虻田グラウンドの臨時ヘリポートに飛行統制所を開設、運用開始
3月31日	運輸省航空局長：(社) 日本新聞協会・航空取材問題に関する小委員会・委員長宛に、周知徹底依頼文書発出
4月2日	運輸省航空局長：(社) 日本新聞協会・航空取材問題に関する小委員会・委員長宛に、周知徹底依頼文書を再度発出
4月3日	現地対策本部：半径 5km 以内の空域を飛行しないよう協力要請する「お願い」文書を発表 新千歳空港事務所：「公的緊急業務に従事する航空機を除き、半径 5km 以内の飛行を制限」とする NOTAM 発行
4月4日	非常災害対策本部長（国土庁長官）：「有珠山噴火に伴う飛行制限について（要請）」を閣議後の記者会見で発表 国土庁防災調整課長：(社) 日本新聞協会、(社) 全日本航空事業連合会に申し入れ

■飛行制限の実施範囲



(文献：内閣府政策統括官(防災担当)、平成12年(2000年)有珠山噴火非常災害対策本部・現地対策本部 対策活動の記録、2001)

火山灰処理について

■降灰処理量の目安

- ◇宝永噴火と同様に南関東一帯に大量降灰があるケースの除灰量の合計は1億5,000万 m^3 と想定
- ◇東海地震により発生する瓦礫の量は、約5,500万 m^3 （約4,100万トン）と想定
- ◇首都直下の地震により発生する瓦礫の量は、東京都、神奈川県、埼玉県、千葉県が行った被害想定合計では、約9,600万トンと想定
- ◇火山灰の処理量は、東海地震で発生する瓦礫の量の約3倍である。

■桜島（鹿児島市の場合）における火山灰処理の事例

道路

- ◇道路除灰作業で除去した火山灰は、ロードスローパーから直接ダンプに積み替え、市街地の場合は川上町の捨て場（民間）に運搬し、その都度職員が、ダンプトラックの台数と積載量を計測している。
- ◇東桜島地区の場合は、黒神町の捨て場（民間）にヤードを設置し、ヤードが満杯になった都度、職員が計測している。
- ◇火山灰は基本的に自然界のものであるため、最終処分にあたって環境への配慮はそれほど重視されていない。ただし、除灰作業の中で混入する空き缶などの量が多い場合は、手作業で取り除いている。



（出典：「桜島火山活動による被害写真集」桜島火山活動対策協議会）

宅地

- ◇各家庭で集めた灰は「克灰袋」に入れて「宅地内降灰指定置場」に出される。
- ◇各宅地内降灰指定置場に出された灰は、2tトラックで回収される。トラックへの積み込みは人力で行われる。
- ◇トラックが一杯になると、処分場に搬送する。鹿児島市の場合は、市街地から1時間弱で往復可能な場所に処分場が確保されている。
- ◇火山灰は「捨て土」扱いで処理されている。克灰袋の分別は実施されていない。



（出典：「桜島火山活動による被害写真集」桜島火山活動対策協議会）

■有珠山における火山灰処理の事例

- ◇除灰作業により収集された火山灰は、ダンプトラックで運搬され、虻田町内の採石採取の跡地（民有地）や壮瞥町内の河川敷堤内に捨て土された。
- ◇捨て土の実施にあたっては、環境への影響を確認するため灰の土質試験が実施された

火山噴火災害における災害医療体制の事例

■平成 12 年（2000 年）有珠山噴火災害における災害医療体制

○住民等の一時帰宅（時間帰宅など）が開始されるようになった 4 月 7 日、9 日（噴火後約 1 週間）の両日、「有珠山噴火による災害発生時の医療対策会議」開催し、広域搬送計画を策定。

参加機関：厚生省、消防庁、運輸省、国土庁、自衛隊、北海道医師会、胆振西部医師会、日

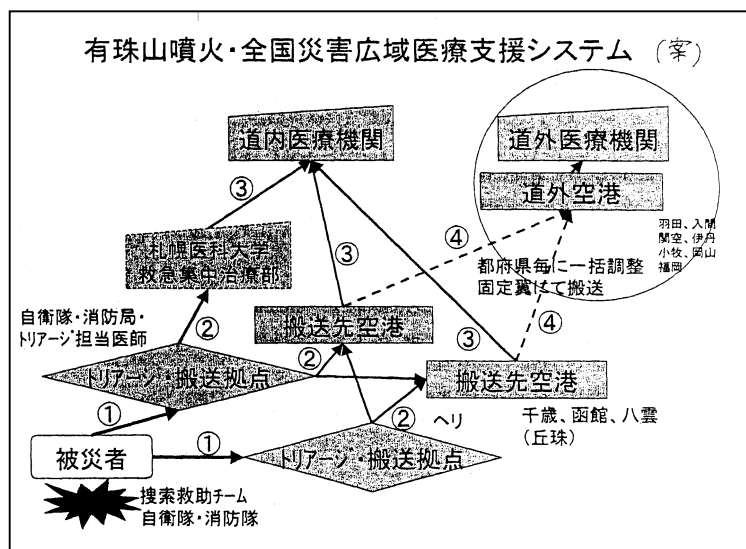
鋼記念病院、日赤北海道支部、伊達市消防本部、札幌市消防局、北海道警、北海道

計画の前提（想定条件）：住民等約 100 人が短時間帰宅中に被災、10 人程度の重症熱傷患者と

5 人程度の多発外傷患者、35 人程度の自立歩行困難な中等度の外傷患者が発生

○計画の概要

- ・火砕流で国道 37 号が分断されることを想定し東西 2 個所にトリアージポスト設定
- ・自衛隊、消防等の救助隊は被災現場からこの 2 個所へ患者を搬送
- ・重症度に応じ、空路も用い、札幌医大の調整を通じて道内の災害拠点病院へ搬送
- ・重症熱傷患者が 10 例を超えた場合は、道庁の要請に基づき厚生省を通じて都府県に重傷患者の受け入れを要請、関東・関西など全国の医療機関への連絡体制を整備



出典：内閣府政策統括官（防災担当）「平成 12 年（2000 年）有珠山噴火非常災害対策本部・現地対策本部 対策活動の記録」

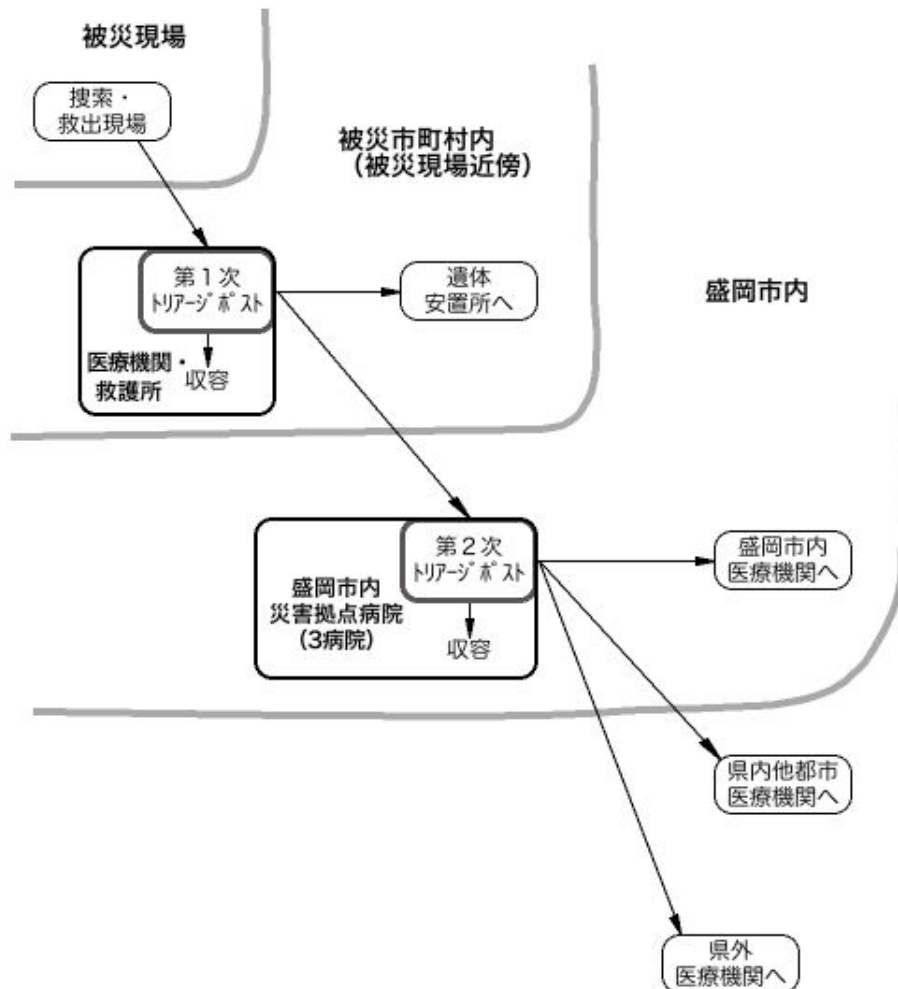


■「岩手山火山防災ガイドライン」における災害医療体制

○「第2期 13 災害医療」として、以下の項目について言及。

- (1) 災害医療指揮計画
- (2) 救護所設置計画
- (3) 後方医療計画
- (4) トリアージ計画
- (5) 負傷者の搬送計画
- (6) 被災地内への医療応援計画
- (7) 医薬品等配備計画

○災害医療体系図



出典：岩手山火山災害対策検討委員会監修「岩手山火山防災ガイドライン」

2000 年(平成 12 年)有珠山噴火における土石流対策チームの活動

■有珠山土砂災害対策専門家チームとは？

有珠山噴火に伴う火山泥流、土石流の発生危険度を的確に把握し、関係各所に情報提供することを目的として、2000年4月2日、建設省（当時）、北海道開発局（当時）、北海道によって構成される合同専門家チームを編成しました。これが有珠山土砂災害対策専門家チームです。

4月4日から降灰量や土砂流出状況の調査結果レポートをwebで公開しています。

現在では、定期調査（月1回程度のヘリコプター調査）と泥流警戒基準雨量以上の降雨があった時に行われる臨時調査を行っています。

（文献：土砂災害対策専門家チーム ホームページ

（<http://www.pref.hokkaido.jp/kensetu/kn-murdg/mur-dogen/dosha/index.htm>）

■有珠山土砂災害対策専門家チームの活動

◇関係機関：建設省、北海道開発庁、北海道

◇目的：火山泥流、土石流の監視・観測体制を強化し、土砂災害の発生危険度を把握するとともに、対策に必要な基礎調査および関係機関への情報提供を行う

◇活動期間：平成12年4月2日～平成16年3月31日

◇主な活動内容：以下のような調査検討等を行い、チームレポートとして発表（最終レポートは、平成16年3月31日付チームレポート235号）

- ・ヘリコプターによる火山灰体積状況、泥流流出状況の調査
- ・泥流発生予測
- ・泥流警戒体制の基準等検討（下図例参照）

（文献：内閣府政策統括官（防災担当）、平成12年（2000年）有珠山噴火非常災害対策本部・現地対策本部 対策活動の記録，2001）

（文献：土砂災害対策専門家チーム ホームページ

（<http://www.pref.hokkaido.jp/kensetu/kn-murdg/mur-dogen/dosha/index.htm>）

平成12年4月21日
土砂災害対策専門家チーム
現地対策本部合同会議

虻田町避難指示区域における
当面の泥流警戒体制について

降灰、火砕物の堆積により土砂流出が予想されるので、虻田町の国道37号線の交通規制及び避難指示区域内の一時帰宅の中止を当面以下の基準により実施する。

1. 警戒体制に入る基準
気象台が胆振西部地方に「大雨注意報」を発令した場合
2. 国道37号線の交通規制、避難指示区域内の一時帰宅を中止する基準
次の①、②のいずれかに該当する場合
①大雨警報が発令された場合
②伊達または豊浦観測所（気象庁）において、1時間雨量5mm、連続雨量20mmが観測された場合
3. 解除する基準
降雨が止んだのち、土砂災害対策専門家チームが板谷川泉地区にある既設遊砂地において安全を確認した場合。

水俣豪雨災害における現地指揮所の体制

■水俣豪雨災害の概要

2003年7月20日、午前0時頃より熊本県南部を中心に大雨となり、水俣市の深川雨量観測所（熊本県所管）では午前4時から5時までの1時間に91mmの雨を観測している。この豪雨により、水俣市宝川内集地区及び深川新屋敷地区で土石流が発生し、死者19名、負傷者7名、全壊家屋21棟、半壊家屋4棟を伴う大災害が発生した。

当災害の発生に対して、7月20日午前5時に水俣市災害対策本部が設置され、水俣芦北広域行政事務組合消防本部、水俣市消防団、熊本県警察本部、陸上自衛隊第8師団を始めとする関係機関により災害対処活動が展開され、13名の生存者救出、2名の遺体救出、17名の行方不明者捜索が行われた。

■現地指揮所の設置と対応

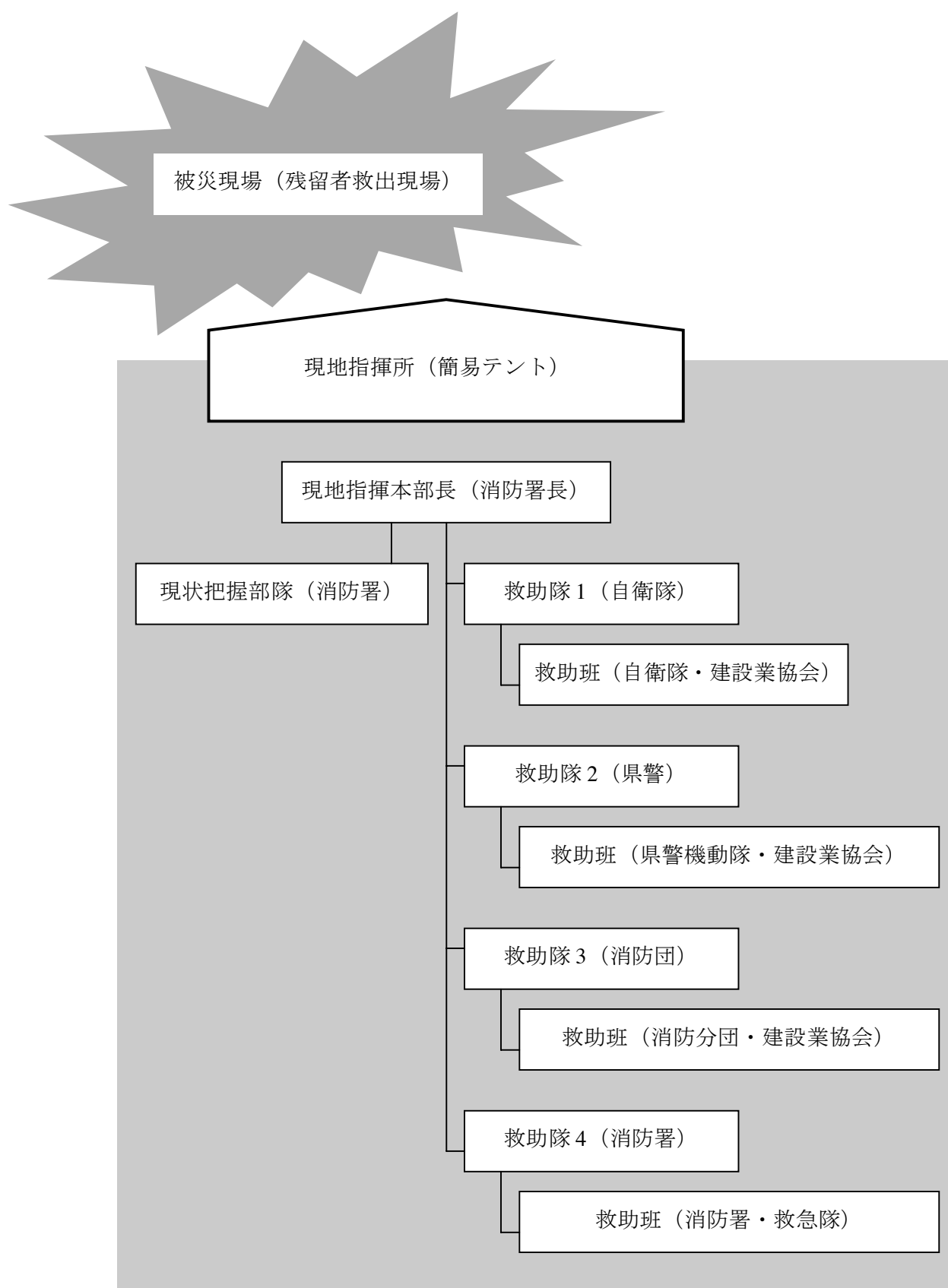
災害発生当日は、午前3時台より、水俣消防署、県警本部に豪雨災害に関連した情報が入り始めている。午前4時頃に宝川内集地区より床上浸水に関する119番通報が入り、これを受けて水俣消防署は、午前4時10分、調査隊(2名)を現地に派遣している。調査隊は、宝川内集地区までの経路上の倒木等の障害物を除去しながら1時間かけて午前5時10分に現地に到着している。

現地指揮本部長は、路上で泥まみれの女性を発見したことに伴い救急隊1隊と救助隊3隊の派遣を要請している。午前5時40分頃には現地に消防団(第6分団)が到着し、救助活動を開始している。

その後、引き続き体制が拡大され、宝川内集地区に簡易テント張りの現地指揮本部が設置され、水俣消防署長が現地指揮本部長を引き継ぎ、対処活動の指揮を開始している。この際、現地指揮本部長の判断により設置された簡易テントが功を奏し、後続の自衛隊、県警、水俣市建設業協会(以降、建設業協会という)の代表が次々と消防署のテントを訪れることとなり、結果として当該テントが関係機関共用の現地対策本部として機能することとなった。(次図：現地指揮所の体制)

(文献：土木技術資料Vol.45 平成15年12月号「Incident Command Systemとそのわが国の災害対処システムへの適用可能性について ―平成15年7月20日水俣豪雨災害を事例として―」 国土交通省国土技術政策総合研究所危機管理技術研究センター 國友 優)

図：水俣豪雨災害における現地指揮所の体制（構成）



2000 年有珠山噴火における広域応援

■警察の広域応援

【体制】

3 月 29 日	東北管区機動隊に待機指示
30 日	警視庁管理の「交通情報提供車」(サインカー) 2 台を現地に派遣
31 日	東北管区機動隊 (広域緊急援助隊を含む) を派遣 (第 1 次派遣 113 名)
4 月 1 日	東北管区広域緊急援助隊の増強派遣 (第 2 次派遣 74 名、第 3 次派遣 50 名)
4 月 15 日	中部管区機動隊等 238 名を特別派遣、東北管区広域緊急援助隊等 240 名と交替
4 月 19 日	東北管区警察局内各県の女性警察官 30 名を特別派遣し、「はまなす隊」として運用開始。
4 月 30 日	関東管区機動隊 148 名を派遣。中部管区機動隊 238 名と交替
5 月 5 日	関東管区警察局内各県の女性警察官 20 名を特別派遣し、東北管区警察局内各県からの女性警察官と交替。「はまなす隊」として運用開始。
5 月 16 日	関東管区機動隊 148 名が離道
5 月 20 日	関東管区警察局内各県の女性警察官 20 名が離道

派遣規模	機動隊等 約 240 名	、はまなす隊 30 名
------	--------------	-------------

【活動内容】 (注：必ずしも広域応援部隊が携わったものとは限らない)

- ヘリテレによる情報収集
- 交通規制
- 避難誘導、所在未確認者の所在確認
- 「はまなす隊」(女性警察官)、「サポート隊」(男性警察官)、移動交番「困りごと相談」による避難者支援
- ハウス栽培管理、家畜等飼料補充のための一時立ち入り支援、避難住民の短時間帰宅、一時帰宅、超短時間帰宅の支援
- 避難指示区域の避難拒否者の説得

(文献：国土庁，有珠山の火山活動について，平成 12 年 12 月 27 日 15 時 30 分現在)

■消防の広域応援

【緊急消防援助隊の体制】

- 3月29日 18:54 北海道知事から消防庁長官に対し、緊急消防援助隊の派遣要請。
- 3月29日 18:58 札幌市消防局指揮支援隊を派遣決定（3月29日～5月8日）
横浜市消防局の耐熱装甲型救助車等3台の車両、隊員16名）の派遣を決定（3月31～4月26日）。
- 3月30日 16:20 東京消防庁の耐熱装甲型救助車等4台の車両、隊員17名を派遣決定（4月1日～5月8日）。
- 4月3日 14:00 仙台市消防局指揮支援部隊の派遣決定（4月4日～4月14日）。現地で札幌市消防局指揮支援隊を補完。
- 4月5日 17:00 東京消防庁の遠距離大量送水装備隊等2隊を派遣決定。
川崎市消防局大型ポンプ車、ホース延長車等4隊を派遣決定（4月6日～4月26日）。
- 4月26日 横浜市消防局、川崎市消防局が現地引き揚げ。
- 5月8日 東京消防庁が現地引き揚げ（道外からの緊急消防援助隊の活動終了）
- 8月11日 札幌市消防局が現地引き揚げ（緊急消防援助隊すべて引き揚げ完了）。

応援規模：5 消防本部 15 隊 63 名、3 消防本部 11 隊 26 名

【北海道広域消防相互応援協定派遣隊の体制】

- 3月31日～ 応援出動
- ・住民避難の際の避難誘導
 - ・残留住民への避難指示の広報
 - ・避難対象地域の警戒パトロール
 - ・避難所での救急活動を実施（継続中）。

応援規模：47 消防本部 91 隊 296 名

（文献：国土庁，有珠山の火山活動について，平成12年12月27日15時30分現在）

（文献：虻田町史編集委員会，2000年有珠山噴火その記録と教訓 物語虻田町史別巻，北海道虻田町，2002）

■自衛隊の災害派遣

【体制】

3月29日 11:30	第7師団、第2種非常勤務態勢
3月31日 13:50	総監部、第3種非常勤務態勢
4月2日	師団主力を有珠山周辺3市町に展開、3個連隊態勢（4,300名態勢）確立
4月13日	第2種非常勤務態勢に復す
5月26日	長期化を考慮した態勢に移行
6月2日	2個連隊態勢へ変換
7月27日	第7師団、災害派遣終了
8月1日	北部方面航空隊、幌別駐屯地の航空機監視施設撤収、災害派遣終了

3月29日～8月1日 災害派遣人員 延べ約102,700名

【活動内容】

- 飛行統制所開設（3/29～）
- 洞爺協会病院入院患者輸送（3/29、2名）
- 虻田町本町等の住民約5,000名に対する緊急避難のための輸送支援、緊急物資（毛布）輸送（3/31）
- 人命救助活動（3/31、4/1、4/25）
- 断水地域の給水支援（4/1～）
- 危険地区のGPS設置および電源支援
- 火山学者等による空中観測支援・火山観測器材等の空輸支援
- 住民の一時帰宅支援（空中監視）
- カテゴリー1 特別活動における装甲車出動
- 降灰除去作業（7/17～7/22）

（文献：虻田町史編集委員会，2000 年有珠山噴火その記録と教訓 物語虻田町史別巻，北海道虻田町，2002）

平成12年（2000年）有珠山噴火の事例

■ ボランティアセンターの設置・活動経緯

日 付	ボランティアセンターの動き
3月31日	北海道社会福祉協議会（道社協）：伊達市に「北海道有珠山福祉救援ボランティア活動伊達現地対策本部（伊達災害ボランティアセンター）」設置
4月2日	道社協：豊浦町に、有珠山福祉救援ボランティア活動豊浦現地対策本部設置（於：豊浦社会館）
4月3日	有珠山福祉救援ボランティア活動豊浦現地対策本部、豊浦町内の高齢者コミュニティセンター2階にて活動開始
4月6日	道社協：長万部町に、有珠山福祉救援ボランティア活動長万部現地対策本部設立
5月14日	虻田町社会福祉協議会：虻田本町の避難指示解除に伴い、本来の健康福祉センターへ戻る
5月15日	豊浦災害ボランティアセンターを虻田町健康福祉センターへ移転し、有珠山福祉虻田現地対策本部（虻田災害ボランティアセンター）へ名称改変
6月17日	ボランティアの生活の場として、虻田町町民プール駐車場内にスーパーハウス設置（～7月25日）
8月	地元および虻田町近郊の居住者によるボランティア活動継続を方針とし、ボランティアの登録・受け入れを見直し（道内外からの参加申し込みを断る）
2001年1月	4名の運営スタッフ（道社協、町社協臨時職員）、活動終了
2月～	町社協、虻田災害ボランティアセンターの業務を引き継ぎ

（文献：社会福祉法人虻田町社会福祉協議会，虻田災害ボランティアセンター活動の記録）

■ ボランティア人数、内訳

○ 年齢別人数

年齢層	男性	女性	未記入	計（%）
10歳代	35	74		106（9.5%）
20歳代	158	80		238（21.2%）
30歳代	363	37	1	401（35.8%）
40歳代	74	22	0	96（8.6%）
50歳代	36	35	1	72（6.4%）
60歳代	33	19	0	52（4.6%）
70歳代	6	2	0	8（0.7%）
不明	44	61	43	148（13.2%）
計	749	327	45	1,121（100%）

○ 道内・道外別

道内	949（84.7%）
道外	140（12.5%）
不明	32（2.6%）
計	1,121（100%）

○ ボランティア活動経験

経験有り	311（27.7%）
経験無し	421（37.6%）
不明	389（34.7%）
計	1,121（100%）

（文献：社会福祉法人虻田町社会福祉協議会，虻田災害ボランティアセンター活動の記録）

■ ボランティアの活動内容

【ボランティアセンターを通じたボランティアの活動】(p. 432)

災害ボランティアセンターの集計に寄れば、ボランティアの活動は、**本部の受付業務・見舞金事務手伝い・入浴介護・通院送迎・バス送迎表配布・湯たんぽ配布**など、57 の内容となっている。

【天理教災害救援ひのきしん隊の活動】(p. 433～434)

ひのきしん隊の出動は平成 12 年 7 月 3 日より 8 月 21 日の間で、第 1 次隊から第 5 次隊までの派遣であった。各隊合わせて出動実人員 1,638 人（延 2,272 人）、車両は、ワゴン車（含乗用車）311 両・マイクロバス 3 両・トラック 9 両・ユニック車 6 両、合計 329 両に上った。主たる作業は**屋根、家のまわりの除灰**であったが、第 5 次隊まで使用した土のう袋は 40,945 袋に達した。その他、**ダンプ・ショベルカー**を使用しての**土のう袋の積み込み、一輪車による除灰・カテゴリー1 地区玄関先の除灰、ひのきしん隊が使用したホテルの除灰・水路づくり・側溝清掃等**も行った。...（中略）...平成 13 年 5 月から 7 月にかけて**西山遊歩道の木道整備及び草刈り、月浦加藤農場跡の廃屋解体撤去・枯損木の整理等**に天理教青年部、災害救援隊員 197 名が奉仕作業に従事した。オープン以来 40 万人を集めた西山遊歩道も、天理教ひのきしん隊の奉仕によるものであった。

【日赤その他の団体のボランティア活動】(p. 434～435)

日本赤十字社は、赤十字奉仕団による被災救援のボランティア活動を実施した。虻田町が避難指示区域であったため、伊達市と長万部町での活動となった。4 月 1 日から 6 月 9 日まで伊達市では 6 人（活動延日数 22 日）、長万部町では 26 人（活動延日数 115 日）、活動内容は、**ボランティアセンター運営・配膳・湯茶サービス・炊き出し支援・心のケア（こどもの世話・レクリエーション・話し相手）**などが主であった。...（中略）...

また、**義援金受領書（礼状）作成**ボランティアとして、平成 12 年 5 月 9 日から 7 月 30 日まで延 572 名の協力によって作業を行った。...（中略）...

そのほか、札幌市では赤十字支部で**電話対応の応援**や、11 日間赤十字支部に泊まり込み夜間の対応を応援した。

その他の団体の取り組みとしては「立正校正会」、連合傘下の「鉄鋼労連」、「温泉地区自治会連絡会」による**除灰作業**、「道庁職員有志」による**援農作業**などが行われ、地域住民の賞賛を受けた。

（文献：虻田町史編集委員会，2000 年有珠山噴火その記録と教訓 物語虻田町史別巻，北海道虻田町，2002）

恒久住宅の供給・再建について

■災害公営住宅

事業名	建設費等補助率	補助範囲	適用減失戸数
災害公営住宅	2/3	当該災害により減失した戸数の3割まで	・減失戸数が被災地全域で500戸以上又は一市町村の区域内で200戸以上若しくはその区域内の住宅戸数の一割以上

■移転事業

事業名	補助対象等	要件	根拠法等	実施主体
防災集団移転促進事業	補助対象： 1. 住宅団地の用地の取得及び造成に要する経費 2. 移転者の住宅団地における住宅の建設もしくは購入又は住宅用地の購入に対する補助に要する経費 3. 住宅団地に係る道路、飲用水供給施設、集会施設その他の政令で定める公共施設の整備に要する経費 4. 移転促進区域内の農地等の買取りに要する経費 5. 住居の移転に関連して必要と認められる農林水産業に係る生産基盤の整備及び近代化のための施設の整備で政令で定めるものに要する経費 6. 移転者の住居の移転に対する補助に要する経費 補助率：3/4	危険区域内の住居 ・10戸以上で住宅団地を形成することが必要 ・移転住居数が20戸を超える場合は、その半数以上の10戸以上の集団でまとまって移転する場合 ・移転者の1/2以上で住宅団地を形成することが必要 ・移転促進区域内の全戸移転であること	防災集団移転促進法（国土交通省）	市町村（都道府県）
がけ地近接等危険住宅移転事業	・危険住宅の除却等に要する経費 ・住宅経費、購入に要する経費 補助率：1/2	・既存の不適格住宅であること ・事業計画に基づく移転であること ・急傾斜地崩壊危険区域では原則として人家概ね10戸以上 ・がけ条例では戸数制限無し（但し、他の防災事業を実施する場合を除く）	制度要綱住宅局長通達（平成7年4月1日）（国土交通省）	市町村

被災者支援のための事業制度

事業名	対象等	要件等	根拠法令等	実施主体
災害弔慰金支給	世帯主死亡：500万円 その他：250万円 (遺族に対して支給)	・住戸滅失 5 世帯以上の市区町村で災害救助法適用区域 ・災害時に死亡者が発生した場合	災害弔慰金法	市町村
災害障害見舞金支給	生計維持者：250万円 その他：125万円 (本人に支給)	・住戸滅失 5 世帯以上の市区町村で災害救助法適用区域 ・災害による負傷、疾病で精神又は身体に著しい障害が出た場合(規定の障害の程度以上であること)	災害弔慰金法	市町村
被災者生活再建支援金支給	自然災害により、住宅が全壊、又は半壊しやむを得ず解体等を行った以下の世帯： ・年収が 500 万円以下の世帯(複数世帯：100 万円 単数世帯：75 万円) ・年収が 500 万円を超え 700 万円以下である世帯で、世帯主が 45 歳以上又は要援護世帯(複数世帯：50 万円 単数世帯：37.5 万円) ・年収が 700 万円を超え 800 万円以下である世帯で、世帯主が 60 歳以上又は要援護世帯(同上)	・通常経費 ア. 生活に通常必要な物品の購入費又は修理費 イ. 住居の移転費 ・特別経費 ア. 被災世帯の居住地域又は被災世帯に属する者の特別な事情により生活に必要な物品の購入費又は修理費 イ. 住居の移転のための交通費 ウ. 住居を賃借する場合の借家権の設定の対価 エ. 自然災害による負傷又は疾病に係る医療費の自己負担分	被災者生活再建支援法	都道府県
災害援護資金貸付(災害弔慰金法)	貸付限度額：350 万円 償還期間：10 年 据置：3 年 利率：年 3%	・災害弔慰金と同条件 ・所得制限(規定の額以下)	災害弔慰金法	市町村
災害援護資金貸付(生活福祉資金)	貸付限度額：150 万円 償還期間：7 年 据置：1 年 利率：年 3%	・民生委員指導により独立自活ができると認められた低所得者世帯 ・法により身体障害者手帳の交付を受けた者が属する世帯 上記の世帯が災害を受けた場合 ・災害弔慰金の支給等に関する法律の生活援護資金の対象となる世帯は適用除外	生活福祉資金貸付制度要綱	市町村
母子福祉資金、寡婦福祉資金	事業開始資金、事業継続資金、住宅資金が 2 年以内で据置期間延長等の優遇措置	母子家庭及び寡婦が被災した場合	母子及び寡婦福祉法	市町村
生活安定再建資金貸付	貸付限度額 100 万円(1 世帯) 償還期間：10 年 据置：5 年	警戒区域内に住居を有するものに対する貸付	補助要綱	市町村

避難生活者支援例：雲仙普賢岳災害/有珠山噴火災害/三宅島噴火災害

■雲仙普賢岳災害における食事供与事業等

炊き出し等避難者への食事の供与に関しては、当初、災害救助法により実施されていたが、さらなる避難生活の長期化により、本来の生活拠点での収入の途が断たれ、十分な生活や事業の再建活動を開始できない者に対し、自助努力による生活の自立支援を図るため、長崎県は、次のような食事供与事業を行った。

事業名	要件	内容	実施主体
食事供与事業	以下の要件該当者を支給対象とする。 ・警戒区域内に住居が存在しているため避難生活が継続している者 ・生業による収入が、災害発生を原因として途絶えたと県知事が認定した者 ・公的機関の費用負担による食事供与を受けていない者	6ヶ月間を限度として 弁当あるいは一人一日千円を支給	長崎県

■有珠山噴火災害における有珠山噴火災害生活支援事業（平成12年有珠山噴火災害）

避難生活が長期化する可能性を懸念し、また、雲仙普賢岳災害で実施された食事供与事業に代わるものを実施すべきだという指摘も道議会でも出ていた。そこで、以下の「有珠山噴火災害生活支援事業」を実施した。

事業名	要件	内容	実施主体
有珠山噴火災害生活支援事業	・住居が避難指示区域にあるなど、避難生活を余儀なくされている世帯で、かつ世帯の収入が一定の基準に満たない世帯 ・判定基準：基準額=世帯人数×3万円+3万円	・最低保証額：3万円 ・収入認定額 - 給与収入：税法上も控除後の額 - 年金収入：受給額の1/2の額 - 稼働開始：収入の1/2の額	北海道

■三宅島噴火災害における三宅村災害保護特別事業

三宅島噴火災害により長期の避難生活が続く中で、村民の避難生活が困窮状態に陥らないようにするとともに、帰島してからも自らの努力により生活の再建ができるよう支援する制度。

事業名	要件	内容	実施主体
三宅村災害 保護特別事業	制度の対象世帯は以下のすべてに該当する世帯 ・被災日に三宅村に住所を有し帰島の意思がある世帯 ・生活保護に該当しない世帯 ・収入が生活保護基準以下の世帯 ・義援金等を含めて預貯金が500万円以下で預託する世帯	生活保護基準額を準用する基準額と世帯の収入認定額を比較し、収入認定額が基準額に満たない場合に、その差額を、申請世帯に対して月単位で支給。	三宅村 (相談、申請受付、調査、交付事務を実施) ※都と村の役割分担 都：制度の仕組みづくり、事務協定作成、技術的支援、村に職員派遣等 村：制度の実施、基金の設置